

令和元年玉村町議会第3回定例会会議録第3号

令和元年9月13日（金曜日）

議事日程 第3号

令和元年9月13日（金曜日）午後2時30分開議

- 日程第 1 陳情の審査報告
- 日程第 2 議案第46号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 3 認定第 1号 平成30年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 2号 平成30年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 3号 平成30年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 4号 平成30年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 5号 平成30年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 6号 平成30年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 7号 平成30年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 8号 平成30年度玉村町水道事業会計決算認定について
- 日程第11 開会中における所管事務調査報告
- 日程第12 閉会中における所管事務調査の申し出
- 日程第13 議員派遣の申し出
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 陳情の審査報告
- 日程第 2 議案第46号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 3 認定第 1号 平成30年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 2号 平成30年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 3号 平成30年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 4号 平成30年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 5号 平成30年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 6号 平成30年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 9 認定第 7号 平成30年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 8号 平成30年度玉村町水道事業会計決算認定について
- 日程第11 開会中における所管事務調査報告
- 日程第12 閉会中における所管事務調査の申し出
- 日程第13 議員派遣の申し出
- 追加日程第1 議案第64号 工事請負契約の締結について

出席議員（13人）

1番	小林一幸君	2番	新井賢次君
3番	原利幸君	4番	月田均君
5番	渡邊俊彦君	6番	柳沢浩一君
7番	備前島久仁子君	8番	三友美恵子君
9番	浅見武志君	10番	石川眞男君
11番	宇津木治宣君	12番	石内國雄君
13番	高橋茂樹君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	角田紘二君	副町長	古橋勉君
教育長	角田博之君	総務課長	石関清貴君
企画課長	中野利宏君	税務課長	齋藤修一君
健康福祉課長	舛田昌子君	子ども育成課長	萩原保宏君
住民課長	齋藤善彦君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	金子忠雄君	会計管理者兼会計課長	大堀泰弘君
学校教育課長	高橋幸伸君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	庶務係兼議事調査係長	岡部敦
庶務係兼議事調査係	平野里都子		

○開 議

午後 2 時 3 0 分開議

◇議長（高橋茂樹君） ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○日程の追加について

◇議長（高橋茂樹君） 本日は、追加日程として、あらかじめお手元に配付しました 1 議案が提出されました。

本日午前 11 時から議会運営委員会が開かれ、追加日程の取り扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加 1 議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、追加 1 議案を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第 1 陳情の審査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 1、陳情の審査報告を議題といたします。

陳情受理番号 1、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての陳情を議題といたします。

この陳情につきましては、総務経済常任委員会に付託となっておりますので、総務経済常任委員長の審査報告を求めます。

渡邊俊彦総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 渡邊俊彦君登壇〕

◇総務経済常任委員長（渡邊俊彦君） ご苦労さまです。陳情審査報告を行います。

総務経済常任委員長、渡邊俊彦。本委員に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第 95 条の規定により報告をいたします。

陳情受理番号 1、受理年月日、令和元年 8 月 9 日。

件名、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての陳情。

陳情者または代表者住所・氏名、伊勢崎市中央町 30-4、勤労者会館、日本労働組合連合会群馬県連合会伊勢崎地域協議会、議長、松村堯之。

審査結果といたしまして、趣旨採択とすべきものということになりました。

総務経済常任委員会陳情審査報告について、ちょっと説明をいたします。陳情受理番号 1、地方財

政の充実・強化を求める意見書採択についての陳情の審査報告。陳情の趣旨といたしまして、玉村町議会が地方自治法第99条に基づき、国会及び関係行政庁に対し、地方財政の充実・強化を求める意見書を提出することを採択していただくよう陳情します。こういう内容でございました。

内容といたしまして、地方自治体は子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中で医療・介護など社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材が限られている中、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。

政府の骨太2018では、地方の一般財源総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされ、2019年度の地方財政計画も一般財源総額は6兆2千7億7千万円、前年よりプラス1%となっており、過去最高水準となった。

しかし、一般財源の総額の増額分も、保育の無償化など国の施策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障関連を初めとする地方の財政需要に対応するため、さらなる地方財政の充実・強化が求められている。

このため、2020年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとして社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要である。このため、政府に以下の事項の実現を求めるということで、10項目ありますけれども、これは読んでいただいて。

審査経過ですが、全委員から意見を求めた結果、3人の委員から趣旨採択すべきものとする意見があり、2人の委員から採択すべきものとする意見がありました。なお、趣旨採択に反対する意見もあり、少数意見として留保されました。なお、審査経過は以下のとおりでございます。

委員の主な意見といたしまして、宇津木委員からは、本陳情は地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求めるもので、10項目が挙げられている。とりわけ会計年度任用職員の処遇改善のための財政確保を図るなど、地方がさまざまな課題に直面している中、財源確保を図ることを求める意見が地方から出ていることは当然だと思うと、そういう意見がございました。

また、石内委員からは、趣旨はよくわかるが、地方財政をよくしてもらいたいということはあるが、国がかかわることが多く、国の財政的要素がかなりあるため、趣旨採択がよいと思うと。

以下、三友委員、原委員からも意見がございました。

表決。本陳情は採決の結果、趣旨採択とすべきものとなりました。

その結果、宇津木委員から少数意見を留保しますということでもございました。少数意見の留保には1名以上の賛同者が必要となりますので、少数意見の留保に賛成の方は挙手をお願いしますということで、三友委員のほうから挙手がございました。ということで、賛成者1名以上でありますので、少

数意見としての留保をされました。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 総務経済常任委員長の審査報告を終了いたします。

次に、本件については、宇津木治宣議員から議会会議規則第76条第2項の規定により少数意見の報告書が提出されております。

これより議会会議規則第41条第2項の規定により少数意見の報告を求めます。

11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君登壇〕

◇11番（宇津木治宣君） 11番宇津木治宣です。少数意見報告書を申し上げます。

令和元年9月6日、総務経済常任委員会において留保した少数意見を下記のとおり会議規則第76条第2項の規定により報告をいたします。

受理番号、件名。陳情・受理番号1（受理年月日、令和元年8月9日）、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての陳情。

2、意見の要旨。地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中で、医療・介護など社会保障への対応、地域交通の維持など果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業、会計年度任用職員制度の導入実施など、新たな政策課題に直面しています。

このため、2020年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。

国と地方は相乗りで国民生活を支えています。その意味からも、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に賛同するものであります。

陳情者からは、一昨年（平成30年）の第3回定例会にも同様な趣旨の陳情が提出され、全会一致で採択され、国に意見書を送付しています。

今議会での総務経済常任委員会の審議では、陳情趣旨に賛同する意見が多数であったが、意見書を提出しない趣旨採択となりました。

議会改革が叫ばれる中、議会の意思を積極的に発信することが求められます。

そこで、総務経済常任委員会において留保した「意見書を提出すべき」との少数意見を本会議にて討論し、賛同を訴えます。

令和元年9月9日。玉村町議会議長、高橋茂樹様。

提案者、総務経済常任委員、宇津木治宣。賛成者、総務経済常任委員、三友美恵子。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で少数意見の報告を終了いたします。

これより質疑を求めます。

初めに、総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、少数意見の報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で少数意見の報告に対する質疑を終了いたします。

これより本陳情の委員長報告に対する討論を求めます。

〔「議長」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 最初に、反対の方の討論を求めます。

10番石川眞男議員。

〔10番 石川眞男君登壇〕

◇10番（石川眞男君） お世話になります。昨年度に引き続きまして、ちょっと変則的な対応をしなければならないということで、委員長の趣旨採択ということに対して、意見書を採択すべきだという立場から反対討論をさせていただきます。

今安倍政権、地方創生とか一億総活躍社会、いろいろ言っていますけれども、幾つもの看板政策を掲げております。そして、ことしの4月からは入管法改正による外国人労働者の大增員が日本でも目の前に迫っております。そしてまた、会計年度任用職員制度においても来年から始まるということにおいて、どうしても国が決めたことでありますけれども、その財政負担はこのままいけば地方が強いられる、かぶっていかなければならないということですので、これに関しては意見書を提出して、議会の役目を果たすべきだと思います。この意見書を出さないでいると、玉村町議会は財政的には国がそこそこのことをこれまでどおりのことをやっていたらいいのではないかと勘違いすることも予想されますので、きちんと意見書を出していく。そのことが必要だと思います。

以上、反対討論とします。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本陳情の少数意見の報告については、玉村町議会会議規則第41条第3項の規定により討論を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本陳情の少数意見の報告については、討論を省略することに決定しました。

次に、本陳情に対する表決を行います。

総務経済常任委員長の審査報告は趣旨採択とするものです。

少数意見の留保がありますので、起立により表決を行います。

総務経済常任委員長の報告のとおり、趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◇議長（高橋茂樹君） 起立多数であります。

よって、総務経済常任委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。



○日程第2 議案第46号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第2、議案第46号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

この議案につきましては、総務経済常任委員会に付託となっておりますので、総務経済常任委員長の審査報告を求めます。

渡邊俊彦総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 渡邊俊彦君登壇〕

◇総務経済常任委員長（渡邊俊彦君） お世話になります。総務経済常任委員会議案審査報告を行います。

議案第46号 玉村町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての審査報告を行います。

9月3日の本会議において、町長から提案説明があった議案第46号について、総務課に補足説明を求めました。補足説明については、以下に記載したとおりでございます。

主な制定内容といたしまして、1条から27条までということで、施行期日が令和2年4月1日からでございます。

経過措置といたしまして、以下に記載したとおりでございます。委員から質疑が出され、慎重に審査して、その後表決を行いました。主な質疑といたしまして、以下に記載したとおり、活発な意見が出されました。討論なしでございました。

本議案は表決の結果、全会一致で原案どおり可決となりました。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で総務経済常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。

委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



- 日程第 3 認定第 1 号 平成 30 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 2 号 平成 30 年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 3 号 平成 30 年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 4 号 平成 30 年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 5 号 平成 30 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 8 認定第 6 号 平成 30 年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について

○日程第 9 認定第 7 号 平成 30 年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認
定について

○日程第 10 認定第 8 号 平成 30 年度玉村町水道事業会計決算認定について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 3、決算特別委員会に付託しました認定第 1 号 平成 30 年度
玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 10、認定第 8 号 平成 30 年度玉村町水道事
業会計決算認定についてまでの 8 議案を一括議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 3、認定第 1 号から日程第 10、認定第 8 号までの 8 議案を一括議題とすることに
決定いたしました。

決算特別委員長より認定第 1 号から認定第 8 号までの審査報告を求めます。

備前島久仁子決算特別委員長。

〔決算特別委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇決算特別委員長（備前島久仁子君） 本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定し
ましたので、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

認定第 1 号 平成 30 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について、内容は妥当なものと認める。

認定第 2 号 平成 30 年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、内容は妥当な
ものと認める。

認定第 3 号 平成 30 年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、内容は妥当
なものとして認める。

認定第 4 号 平成 30 年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、内容は妥当なもの
として認める。

認定第 5 号 平成 30 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、内容
は妥当なものとして認める。

認定第 6 号 平成 30 年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、内容は妥当なも
のとして認める。

認定第 7 号 平成 30 年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、内容は妥当な
ものとして認める。

認定第 8 号 平成 30 年度玉村町水道事業会計決算認定について、内容は妥当なものとして認める。

◇議長（高橋茂樹君） 決算特別委員長の審査報告を終了いたします。

これより決算特別委員長に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で決算特別委員長に対する質疑を終了いたします。

これより討論、表決に移ります。

討論、表決は各会計別に行います。

最初に、日程第3、認定第1号 平成30年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第4、認定第2号 平成30年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第5、認定第3号 平成30年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第6、認定第4号 平成30年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第7、認定第5号 平成30年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第8、認定第6号 平成30年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第9、認定第7号 平成30年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第10、認定第8号 平成30年度玉村町水道事業会計決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり

認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。



○日程第 1 1 開会中における所管事務調査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 1 1、各常任委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第 7 7 条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。



○日程第 1 2 閉会中における所管事務調査の申し出

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 1 2、閉会中における所管事務調査の申し出を議題といたします。

各委員長から玉村町議会会議規則第 7 3 条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。



○日程第 1 3 議員派遣の申し出

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 1 3、議員派遣の申し出を議題といたします。

玉村町議会会議規則第 1 2 9 条の規定による議員の派遣については、お手元にお配りしました議員派遣申出書のとおりであります。

お諮りいたします。

議員派遣申出書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認め、議員派遣申出書のとおり議員を派遣することに決定しました。



○追加日程第 1 議案第 6 4 号 工事請負契約の締結について

◇議長（高橋茂樹君） 追加日程第 1、議案第 6 4 号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第64号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

玉村町クリーンセンター年次整備工事につきましては、8月29日に随意契約見積もり開札を行った結果、東京都港区芝浦3丁目9番1号、株式会社タクマ東京支社支社長、丸田元太が、消費税込み7,260万円で落札し、9月4日に同社と仮契約を締結いたしました。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事の内容は、クリーンセンターの安全かつ安定的な焼却運転を行うため、焼却炉を初めとする傷みの激しい設備等の整備を行うものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○字句等整理委任について

◇議長（高橋茂樹君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。



○町長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許します。
町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 令和元年玉村町議会第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

ことしの夏は全国的に猛暑となり、集中豪雨や台風、地震など多くの自然災害に見舞われた夏となりました。特に8月下旬には、九州北部の佐賀、福岡、長崎を中心に広い範囲にかけて長時間にわたる線状降水帯による集中豪雨が発生し、これによる河川の氾濫と洪水により多くの死傷者が出ることとなりました。また直近では9日の朝方、千葉付近に台風15号が上陸し、関東では記録的な暴風が吹き荒れ、交通網の乱れや建物倒壊、冠水、停電、断水などが相次ぎ、死傷者も出るなど甚大な被害をもたらしました。被害に遭われた方々には心からお見舞いを申し上げます。

玉村町では、幸い大きな災害に見舞われることはありませんでしたが、災害は忘れたころにやってくると思います。これからも台風が多く発生する季節となりますので、危機管理意識を地域全体で高め、もしものときに備え、迅速に対応できる体制、地域づくりを強化してまいりたいと考えております。

さて、本定例会は、9月3日に開会され、本日までの11日間、当初提案させていただきました33議案に加え、本日追加で提案させていただきました1議案についても慎重にご審議いただき、全てご議決、ご承認賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、平成30年度の決算認定につきましては、それぞれの会計において大変貴重なご意見、ご提言をいただきました。今後の執行に当たり、十分留意してまいりたいと思います。

さらに一般質問において、議員の皆様方よりご指摘、ご提言いただきましたことにつきましても、十分その意を酌み、今後の行政執行に反映させてまいりたいと考えておりますので、あわせてよろしくごお願い申し上げます。

終わりに、これから町民体育祭や産業祭など、何かと行事の多い季節となるわけですが、議員の皆様方には、どうか健康に十分留意され、ますますご活躍いただきますことを祈念申し上げ、閉会に当たりましての挨拶といたします。



○議長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 令和元年玉村町議会第3回定例会の閉会に当たり、一言挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月3日に開会し、本日までの11日間にわたり、条例制定並びに条例改正、令和元年度の補正予算等の重要な議案、また平成30年度の決算認定において活発な審議がなされるとともに、一般質問においても9人の議員がさまざまな観点から町政全般をただし、意義ある議会となりました。改めて感謝申し上げます。

結びに当たり、町長を初め職員各位には、議会から、また議員各位からの意見等を十分尊重され、今後のまちづくりに反映されますことを要望するとともに、住民福祉のため、その重責を全うされますようお願い申し上げます、簡単ではありますが、閉会の挨拶といたします。



○閉 会

◇議長（高橋茂樹君） これをもちまして、令和元年玉村町議会第3回定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後3時9分閉会